

インフルエンザ又はインフルエンザ様疾患発生時における学校の臨時休業等について 熊本県教育庁新型インフルエンザ対策推進部

○学校の児童、生徒について、一般医療機関等でインフルエンザまたはインフルエンザ様疾患と診断された者が発生した場合、左下表の「臨時休業の判断基準例」を参考に、学校医等の意見を踏まえ学校長が臨時休業の判断を行う。なお、学年閉鎖及び休校については感染の状況や学校行事等を踏まえ総合的に判断すること。**また、出席停止期間については、発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまでとする。**

その後、右下図により県教育委員会等に報告する。

臨時休業を実施する期間:原則として患者との最終接触日を0日とし、4日目まで休業する。

臨時休業の判断基準例

| 感染者等の状況 | 臨時休業の適用範囲 |
|-------------------------------------|-----------|
| インフルエンザ患者が当該学級在籍者の2人以上かつ25%程度になったとき | 当該校の学級閉鎖 |
| 学年全体にまん延のおそれがあるとき | 当該校の学年閉鎖 |
| 学校全体にまん延のおそれがあるとき | 当該校の休校 |

【臨時休業をした際の報告の流れ】

